

県土整備企業常任委員会提出資料

1 所管事項

- (1) 『『みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）（中間案）』に関する意見』への回答について 1
- (2) 「みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）（最終案）」について . . . 3
- (3) 『『三重県版事業仕分け』に関する意見』への回答について . . . 17
- (4) 三重県住生活基本計画の改定（素案）について 19
- (5) 審議会等の審議状況 23

平成23年12月13日

県 土 整 備 部

『「みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(中間案)」に関する意見』への回答

県土整備企業常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
112	治山・治水・海岸 保全対策の推進	県土整備部	東日本大震災、平成23年台風12号の被害、教訓を踏まえて、事業の推進にあたっては新しい発想も取り入れて取り組んでいただきたい。	東日本大震災で明らかとなった地震・津波対策、紀伊半島大水害(平成23年台風12号)などの土砂災害・風水害対策に係る課題をふまえ、災害防止のための施設整備や維持管理を進めるとともに、効果の早期実現の観点から被害軽減に向けたソフト対策の充実・強化、地震・津波に対する新たな取組を進めます。
			河川事業を推進するにあたっては、環境面に配慮して、河川全体として治山・治水のあり方をどうすべきかを念頭に置きつつ、進められたい。	平成9年の河川法改正により、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する住民の要請の高まりにこたえるため、河川管理の目的として、「治水」、「利水」に加え、「河川環境」(水質、景観、生態系等)の整備と保全を位置付けられていることから、河川事業の実施にあたっては生態系に配慮した多自然川づくりを推進しており、引き続き環境面に配慮した事業推進を図ってまいります。 なお、関連する施策として、環境森林部所管の施策153において、環境面に配慮した事業推進について反映しています。
254	快適な住まいまちづくり	県土整備部	廃屋について、景観や防災等の面で課題が生じてきている。その対策について、景観という面から今後具体的にどのような対応ができるかについて調査・検討をされたい。	他県における先進的な取組や効果的な対策等について、景観行政団体である市等と連携しながら、勉強してまいりたい。
331	道路網・港湾の整備	県土整備部	東日本大震災、平成23年台風12号の被害、教訓を踏まえて、事業の推進にあたっては新しい発想も取り入れて取り組んでいただきたい。	大規模地震や集中豪雨等において、地域の孤立を防ぎ、円滑な救助・救援および復興活動ができるよう、緊急輸送道路ネットワークの形成を推進するとともに、橋梁の架替や耐震補強対策を進めます。 また、東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害に強い高規格幹線道路等の整備の必要性が再認識された中、東海・東南海・南海地震への備えなど代替ルートや市街地とのアクセスルートの確保を図るため、高規格幹線道路等の整備を促進します。 さらに、「新たな命の道」となる近畿自動車道紀勢線においては、ミッシングリンク(未事業化区間)の早期事業化をめざします。

1

みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）

最終案

県土整備部主担当分抜粋

（施策）

- 1 1 2 治山・治水・海岸保全の推進
- 3 5 1 道路網・港湾整備の推進
- 3 5 3 快適な住まいまちづくり

（行政運営の取組）

行政運営 8 公共事業推進の支援

（選択・集中プログラム）

緊急課題解決プロジェクト2 命と地域を支える道づくりプロジェクト

●政策体系一覧

政策	施策
1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	111 防災・減災対策の推進
	113 食の安全・安心の確保
	114 感染症の予防と体制の整備
2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	121 医師確保と医療体制の整備
	122 がん対策の推進
	123 こころと身体健康対策の推進
3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	131 犯罪に強いまちづくり
	132 交通安全のまちづくり
	133 消費生活の安全の確保
	134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保
4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～	141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実
	142 障がい者の自立と共生
	143 支え合いの福祉社会づくり
5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～	151 地球温暖化対策の推進
	152 廃棄物総合対策の推進
	153 自然環境の保全と活用
	154 大気・水環境の保全

I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実現できるために～

政策	施策
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～	211 人権が尊重される社会づくり
	212 男女共同参画の社会づくり
	213 多文化共生社会づくり
	214 NPOの参画による「協創」の社会づくり
2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～	221 学力の向上
	222 地域に開かれた学校づくり
	223 特別支援教育の充実
	224 学校における防災教育・防災対策の推進
3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり
	232 子育て支援策の推進
	233 児童虐待の防止と社会的養護の推進
4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～	241 学校スポーツと地域スポーツの推進
	242 競技スポーツの推進
5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	251 南部地域の活性化
	252 東紀州地域の活性化
	253 「美し国おこし・三重」の新たな推進
	254 農山漁村の振興
	255 市町との連携による地域活性化
6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～	261 文化の振興
	262 生涯学習の振興

II 「創る」～人と地域の夢や希望を実現できるために～

政策	施策
1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311 農林水産業のイノベーションの促進
	312 農業の振興
	313 林業の振興と森林づくり
	314 水産業の振興
2 強じて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～	321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進
	322 ものづくり三重の推進
	323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興
	324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興
	325 新しいエネルギー社会の構築
3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331 雇用への支援と職業能力開発
	332 働き続けることができる環境づくり
4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～	341 三重県営業本部の展開
	342 観光産業の振興
	343 国際戦略の推進
5 安心と活力を生み出す基盤 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	351 水資源の確保と土地の計画的な利用
	352 公共交通網の整備
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用

●行政運営の取組

- 行政運営1 「みえ県民カビジョン」の推進
- 行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営
- 行政運営3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営
- 行政運営4 適正な会計事務の確保
- 行政運営5 市町との連携の強化
- 行政運営6 広聴広報の充実
- 行政運営7 IT利活用の推進

施策 1 1 2 治山・治水・海岸保全の推進

主担当部局：県土整備部

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 局地的な集中豪雨による土砂災害や山地災害、中小河川での浸水被害の発生や、台風の大型化による高潮被害の懸念など、自然災害に対する県民の不安は依然として高い一方、県内の河川や海岸の堤防整備などハード対策の水準は依然として低く、効率的・効果的な整備が求められています。
- 東海・東南海・南海地震が連動する大規模な地震発生が想定されていることから、海拔が低い地域などにおける堤防基礎地盤の液状化対策や河口部の水門の耐震対策などにより、地震や津波に対し、海岸保全施設や河川施設等の機能を確保することが求められています。
- 堤防などのハード対策のみによる防災には限界があることから、人的被害の軽減を図るため、ソフト対策のさらなる充実が求められています。
- これまで整備し老朽化してきている治山・治水・海岸保全施設や土砂堆積により機能が低下している河川について、適正な維持管理が求められています。

変革の視点

東日本大震災で明らかとなった地震・津波対策や、県内で甚大な被害をもたらした平成 16 (2004) 年、23 (2011) 年の土砂災害・風水害対策に係る課題をふまえ、災害防止のための施設整備や維持管理を進めるとともに、効果の早期発現の観点からの被害軽減に向けたソフト対策の充実・強化、地震・津波に対する新たな取組を進めます。

取組方向

- 県民の生命、財産を守る河川・海岸堤防や治山・砂防施設の整備などのハード対策については、緊急に必要なものに重点化、効率化を図り、早期に効果を発現させます。
- 大規模な地震・津波による被害を軽減するため、堤防や水門・排水機場等の補強や耐震化、避難に資する防潮扉の動力化等を進めます。
- 自然災害から住民の生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水位計、潮位計、ライブカメラ等の設置や浸水想定区域図の作成を行うとともに、市町と連携して土砂災害警戒区域の指定等の取組を進めます。
- これまで整備してきた施設が十分に機能を発揮できるように、老朽化した施設の修繕や河川の堆積土砂の撤去など適切な維持管理を行います。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数	232,200 戸 (22 年度)	237,100 戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

主な取組内容（基本事業）

11201 洪水防止対策の推進（担当：県土整備部河川・砂防室）
洪水、高潮、津波による災害から、県民の生命・財産を守るための取組を進めます。

11202 土砂災害対策の推進（担当：県土整備部河川・砂防室）
土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の生命・財産を守るための取組を進めます。

11203 海岸保全対策の推進（担当：県土整備部港湾・海岸室）
高潮、波浪、津波による災害から、県民の生命・財産を守るための取組を進めます。

11204 治山対策の推進（担当：環境森林部森林保全室）
山崩れや土石流等の山地災害から、県民の生命・財産を守るための取組を進めます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
河川整備率	38.9% (22年度)	39.1%	県管理河川の中で河川整備の必要延長に対する整備済み延長の割合
土砂災害保全率	25.6% (22年度)	26.4%	土砂災害危険箇所において、施設整備により土砂災害から守られている人家数の割合
海岸整備率	66.2% (22年度)	67.8%	海岸保全施設整備の必要延長に対する整備済み延長の割合
山地災害保全率	56.6% (22年度)	59.8%	山地災害危険地区が存在する集落(字単位)周辺の森林において、施設整備等により山地災害から守られている集落数の割合

施策 351 道路網・港湾整備の推進

主担当部局：県土整備部

県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外、海外との交流・連携を広げています。

現状と課題

- 三重県の道路整備は道半ばにあり、北・中部地域では東名阪自動車道などで交通渋滞が発生し、南部地域では集中豪雨等により交通が遮断するなど、県民生活に大きな支障を来しており、これらを解消するために、県内道路の早期の整備が求められています。
- 大規模地震や集中豪雨等による地域の孤立を防ぐとともに、東日本大震災を受け、ひとたび被害が発生した場合の救助・救援活動や生活の復興支援の基盤となる「命の道」として、緊急輸送道路（道路改築、橋梁耐震化）の整備等を迅速かつ重点的に進めることが求められています。
- 今後、施設の高齢化や整備に伴い増加する道路・港湾施設にかかる維持管理コストの増大が予想される中、利用者の安全性、利便性を確保するため、老朽化した施設の改良、更新や道路舗装等の計画的な維持管理、施設の耐震性の向上が求められています。
- 四日市港は、名古屋港と連携しながら背後圏産業を物流面から支え、コンテナのみならず、バルク貨物[※] ²³を含めた総合港湾としての役割を果たしていくことが求められています。

変革の視点

県管理道路の整備について、バイパスや二車線整備などの抜本的な改良だけでなく、地域の実情に即し、早期に事業効果の発現できる局部的な改良など、柔軟な対応を織り交ぜながら、地域との連携のもと効果的・効率的な整備を推進します。

取組方向

- 式年遷宮[※] ¹⁹を契機とした県内外との交流連携を促進するとともに、防災・医療・産業・観光面等の広域的な交流や効率的な物流による県内外との連携を深めるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路、北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道および県管理道路と一体となった道路ネットワークの形成を推進します。
- 大規模地震等において、地域の孤立を防ぎ、円滑な救助・救援および復興活動ができるよう緊急輸送道路ネットワークの形成を推進するとともに、国道1号伊勢大橋等の老朽橋架替や耐震補強対策を進めます。また、港湾の既存施設の耐震強化など防災機能の向上に向けた取組を推進します。
- 交通事故対策や交通弱者への対応など、利用者が安全・安心に利用できるよう施設機能の向上を図るとともに、維持管理計画に基づいた点検・調査により、予防保全的な道路・港湾施設の修繕、更新等を実施し、維持管理コストの縮減や平準化を図りながら施設を良好な状態に保ちます。また、地域住民の参画と協働による道路の清掃や除草等の道路維持管理の取組を推進します。
- 四日市港については、背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるため、港湾施設や臨港道路霞4号幹線の整備を促進します。

平成27年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能が強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	—	94.9km	県内の高規格幹線道路や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長

主な取組内容（基本事業）

- 35101 道路ネットワークの形成（担当：県土整備部高速道・道路企画室）
道路が、県民生活や地域の経済活動等を支え、防災機能を備えた安全な交通を確保するよう整備されていることをめざします。
- 35102 適切な道路の維持管理（担当：県土整備部道路維持管理室）
道路が、快適・安全安心に利用できるよう、適切に維持管理されていることをめざします。
- 35103 四日市港の機能充実（担当：政策部交通政策室）
四日市港において、背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるための港湾施設や臨港道路の整備および住民の安全・安心に向けた取組を進めます。
- 35104 県管理港湾の機能充実（担当：県土整備部港湾・海岸室）
県管理港湾が、効率的・安全に利用できるよう、施設の改良が進められるとともに、適切に管理されていることをめざします。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県内の幹線道路の新規供用延長	—	59.9km	県内の高規格幹線道路や直轄国道の新規に供用した延長
舗装の維持管理指数	5.2 (22年度)	5.0以上	主要県管理道路において、舗装面調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指標の平均値(10点満点で評価され、5.0以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値)
四日市港における外貿コンテナ貨物の取扱量	17万 TEU 注)24 (22年)	26万 TEU	四日市港において1年間(1月から12月)に取り扱った外貿コンテナ貨物の量(20フィートコンテナに換算したコンテナの個数)
県管理港湾の入港船舶総トン数	1,503万トン (22年度)	1,503万トン (26年度)	県管理港湾に入港する船舶(5トン以上)の総トン数

施策 353 快適な住まいまちづくり

主担当部局：県土整備部

県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造（コンパクトなまちづくり）の構築が進むとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが自由に活動し、快適に暮らしています。

現状と課題

- 人口減少・超高齢社会の中、持続可能性の高い都市構造の実現が求められています。また、安全で快適な都市生活、災害に強い都市構造をめざし、引き続き街路事業等による都市基盤の整備が求められています。
- ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインに対する事業者・設計者等の理解、協力を得ながら商業施設や公共施設などを整備することが求められています。
- 安全安心で豊かな住生活を支える居住環境の構築やそれが享受できる環境の整備、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援が求められています。
- 建築基準法や都市計画法に基づく許認可や違反對策の徹底により、快適な住環境、安全安心な建築物の確保を図ることが求められています。
- 個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進するため、地域住民と行政の協働による修景整備や、良好な景観の形成に向けて、市町の景観づくりへの積極的な取組、景観づくりの全体的な展開などが求められています。

変革の視点

これまで進めてきた快適なまちづくりに加えて、人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりに向けた取組を進めます。また、東日本大震災による教訓をふまえ、地域の実情に即した災害に強い都市環境・まちづくりに向けた取組を支援します。

取組方向

- 集約型都市構造の形成に向け、市町や関係機関と十分調整を行いながら、都市計画区域の見直し等の取組を行います。また、都市交通の円滑化、都市防災、都市環境の保全等の機能を高めるため、鉄道と道路との立体交差化を行う事業に重点的に取り組むほか、街路の整備や電線類の地中化を進めます。
- 市町や関係機関等との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や計画的な取組を推進するなど、安全で自由に移動できる誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。
- 高齢者への配慮や将来世代にわたって住み続けることができる良質な住宅・居住環境の構築を推進するとともに、適切な情報提供により住宅市場の環境整備に努めます。また、既存県営住宅の機能改善や長寿命化を図り適切な維持管理を行うとともに、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援として、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう努めます。
- 新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めるとともに、特殊建築物の定期報告における適正な維持保全への指導・助言を行うことにより、既存建築物の安全性確保に努めます。
- 県民の創意工夫やニーズを反映した協働による景観まちづくりの取組を進めます。また、景観に配慮した建築物への誘導や景観行政団体に向けた市町への支援、県民への普及啓発などを進めるとともに、違反屋外広告物の是正を市町と連携し進めます。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	—	9区域	集約型都市構造(コンパクトなまちづくり)の形成につながる土地利用を促進する取組(都市計画制度による土地利用の規制や誘導等)が行われている都市計画区域の数

主な取組内容(基本事業)

- 35301 快適なまちづくりの推進** (主担当: 県土整備部都市政策室)
 都市計画道路などの都市基盤が計画的に整備された安全で緑豊かな都市で、円滑に経済活動等を行い、安全・快適に暮らしていることをめざします。
- 35302 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進**
 (主担当: 健康福祉部健康福祉総務室)
 ユニバーサルデザインに配慮された商業施設や公共施設などが安全・快適に利用されていることをめざします。
- 35303 快適な住まいづくりの推進** (主担当: 県土整備部住宅室)
 安全で安心して住み続けることができる住環境で、快適さを実感し暮らしていることをめざします。
- 35304 適法な建築物の確保** (主担当: 県土整備部建築開発室)
 建築物が、常に適法で安全な状態になっていることをめざします。
- 35305 参画と協働による景観まちづくりの推進**
 (主担当: 県土整備部景観まちづくり室)
 地域の個性を生かし、魅力ある美しい生活空間を備えた景観まちづくりを参画と協働で進めていることをめざします。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	56.1% (22年度)	100%	鉄道と道路との立体交差化(高架化、アンダーパス)を行う事業の進捗率
商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,002 施設 (22年度)	2,845 施設	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく適合証交付施設数
新築住宅における認定長期優良住宅の割合	24.9% (22年度)	28.0%	住宅着工統計における新築住宅着工件数に占める「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定件数の割合
特殊建築物等の維持保全適合率	52.3% (22年度)	59.5%	定期報告が必要な特殊建築物数に対する維持保全が適正に行われている建築物数の割合
市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	29 件 (22年度)	34 件	景観まちづくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数

行政運営 8 公共事業推進の支援

主担当部局：県土整備部

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

現状と課題

■ 公共事業評価について、適正に運用を図ることにより、公共事業の実施プロセスの透明性を向上させてきました。今後も、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応しながら、評価の内容を見直していくとともに、電子調達システムをはじめとするCAL S/EC（公共事業の情報化）をさらに進めることにより、公共事業を適正に実施していくことが求められています。

■ 入札契約制度については、公共工事の品質を確保し、意欲と技術力があり、地域・社会に貢献している優良な企業が受注できるようにするとともに、総合評価の客観性・公平性を確保しながら取り組む必要があります。また、公共工事が減少し地域の建設業の疲弊が進む中、工事の品質低下や災害時の緊急対応が課題となっています。

変革の視点

これまで、公共事業評価制度の適切な運用、入札契約制度の見直し、入札情報の電子提供など公共事業の実施プロセスの改善を進めてきたところですが、これらの取組に加えて、災害時の緊急対応、地域雇用を支える地域企業の育成を図る取組を進めます。

取組方向

- 公共事業評価については、費用対効果だけでなく地域の実情を加味した総合的な内容となるよう評価を実施し、適正に事業を実施していきます。CAL S/ECについては、蓄積された事業情報の県民への提供や有効活用等に取り組むとともに、各種システムによる事業の効率化を進めます。
- 入札契約制度については、公共工事の公正性・透明性・競争性の確保に引き続き取り組むとともに、総合評価の客観性、公平性を確保し、地域・社会に貢献している優良な企業が受注できるように、制度の改善と適切な運用に取り組めます。また、災害時の緊急対応や地域雇用の確保等のため、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成に取り組めます。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民への提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを総合的に評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
公共事業への信頼度	92.8% (22 年度)	96.3%	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値

主な取組内容（基本事業）

40801 公共事業の適正な執行・管理（主担当：県土整備部公共事業運営室）
 公共事業が、実施プロセスの公正性・透明性を向上させるよう執行されていることをめざします。

40802 公共事業を推進するための体制づくり
 （主担当：県土整備部入札管理室）
 公共工事の品質を確保するとともに、技術力を持ち地域・社会に貢献できる建設業の育成をめざします。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
公共事業再評価・事後評価達成度	97.1% (22年度)	97.5%	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合
受注者の地域・社会貢献度	88.4% (22年度)	95.0%	総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合

命と地域を支える道づくりプロジェクト

主担当部局：県土整備部

解決すべき課題

- 広域に被害を及ぼす台風や集中豪雨、さらに東海・東南海・南海地震による津波被害など自然災害の脅威は、今後一層深刻化することが予想されており、これらの災害から地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備、ミッシングリンクの解消が求められています。
- 産業が集積する地域における幹線道路などで交通渋滞が頻発していることや、平成 25 (2013) 年には式年遷宮^{註1}を迎えるなど今後さらに多くの来訪者が予想されることから、産業・観光など地域を支える幹線道路等の整備が求められています。

県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
命と地域を支える道の 供用延長			

[目標項目の説明]

- ・県内の高規格幹線道路や主要な直轄国道、地域高規格道路、アクセス道路の供用延長

プロジェクトの構成

実践取組 1

「命を支える道づくりに向けた課題」 を解決するために

県民の命と暮らしを守るため、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を進めるとともに、ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化に努めます。

実践取組 2

「地域を支える道づくりに向けた課題」 を解決するために

集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、産業・観光活動に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消に資する幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を進めます。

3 「『三重県版事業仕分け』に関する意見」への回答

(単位：千円)

事業名	見直し区分	23年度	24年度(要求)	差引 B-A	県土整備企業 常任委員会意見	委員会意見への回答 (11月22日)	平成24年度予算要求 状況に関する説明 (12月6日)
		6月 補正後 予算額A	当初 予算額B				
みえの景観づくり 推進事業費	リフォーム	2,436	1,275	▲ 1,161	市町が景観行政団体となるためには、住民の意識の盛り上がりが必要であることから、幅広く事前の啓発を実施するなど、裾野を広げる取組を進められたい。	啓発手法について、これまでの取組を検証し、より効果の高い、裾野を広げられる取組となるよう検討しているところです。	公開仕分け及び常任委員会の意見を踏まえ、景観セミナーを廃止するなど啓発手法の見直しを行った。
みえの眺望景観等 保全創出 事業費	リフォーム	3,668	719	▲ 2,949	○現在進めている熊野川流域を対象とした景観計画の策定については、和歌山県が右岸側で取組を進めていることから、左岸側は三重県が責任を持って進める必要がある。 ○今後、新たな地域で景観計画策定の動きがある場合は、地域の実情に応じて、市町での実施を検討されたい。	○熊野川流域を対象とした景観計画の策定については、これまで市町や地域の方々と協働し進めてきた事業であることから、県はコーディネーター的な役割を担いつつ、引き続き景観計画の策定を進めてまいります。 ○市町が景観行政団体となって、地域に応じたきめ細かな景観計画を主体的に策定していけるよう、これまで以上に県から働きかけを行うとともに、スキル・ノウハウ面から市町を支援してまいります。	公開仕分け及び常任委員会の意見を踏まえ、事業の実施にあたっては、県はコーディネーター的な立場で市町への支援を行うよう、見直しを行った。
屋外広告物 沿道景観 推進事業費	リフォーム	4,621	3,335	▲ 1,286	現在景観行政団体になっている市町を中心に、財源面のメリットをもっとしっかりとPRして、屋外広告物の許可事務等の移譲を進められたい。	移譲交付金等の財政上の利点をPRし、引き続き市町への権限移譲に取り組んでまいります。	公開仕分け及び常任委員会の意見を踏まえ、事業の実施にあたっては、市町への権限移譲に向けた積極的な働きかけを行うよう見直しを行った。
公営住宅 建設費	リフォーム	184,837	180,198	▲ 4,639	現在の住宅政策はかつての量を供給することから入居者のニーズに応じた質を確保することへと転換していることを踏まえ、低額所得者等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保という福祉的な観点も含め、公営住宅のあり方を総合的に検討されたい。 一元化については、長期的な検討を要する課題であり、関係部局・機関ともしっかりと議論されたい。	事業仕分けの意見と委員会意見を踏まえて、本年度見直し中の「三重県住生活基本計画」の策定において必要な調査・検討を行ってまいります。 一元化については、長期的な課題として関係機関と丁寧に議論を進めてまいります。	公開仕分け及び常任委員会の意見を踏まえ、「三重県住生活基本計画」の見直しを進めているところであり、その中で県営住宅のあり方についても検討を行う。

三重県住生活基本計画の改定（素案）について

三重県住生活基本計画改定の背景

■ 三重県住生活基本計画とは

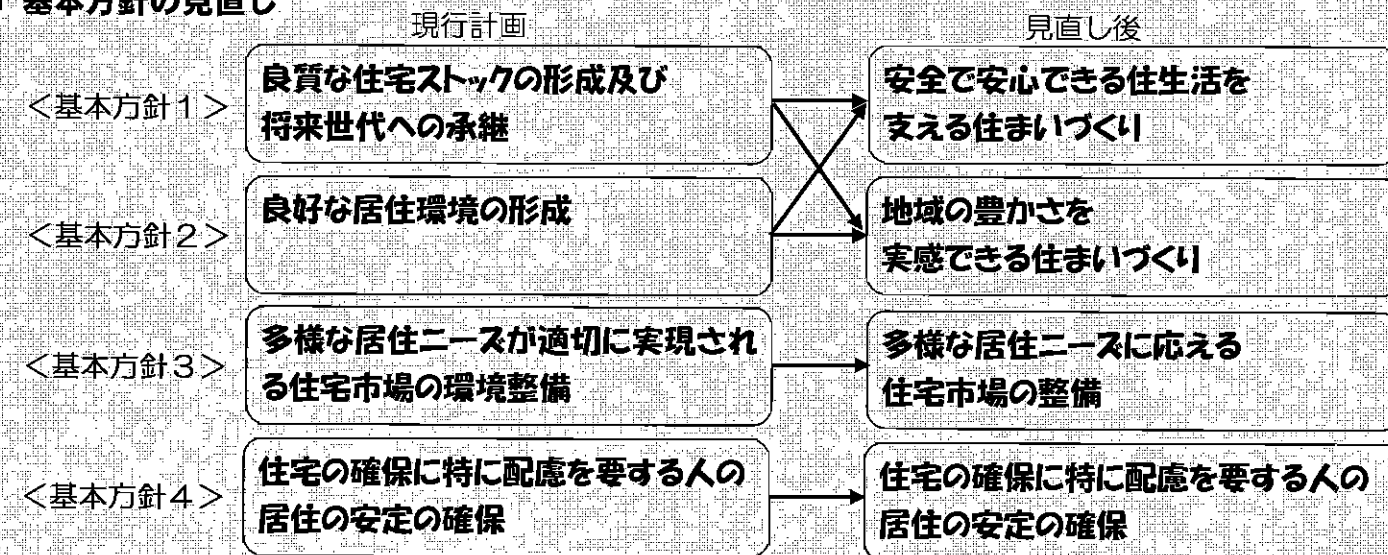
三重県住生活基本計画は、住生活基本法(平成18年施行)第17条に基づき策定するものであり、住生活基本法に掲げられた基本理念を踏まえつつ、県民の豊かな住生活の実現に向け、住宅政策の方針と施策の方向を定め、総合的な住宅政策を推進していくための計画です。

■ 改定の必要性

- ・住生活基本計画（全国計画）が変更された（平成23年3月）。
- ・みえ県民カビジョン（仮称）が策定される。
- ・社会情勢が変化し、住生活を取り巻く環境について、次の課題が現れている。
 - 【防災】 東日本大震災の発生に伴う防災に対する気運の高まり
 - 【高齢者への配慮】 高齢者世帯(単身・夫婦)の増加
 - 【省エネ】 省エネルギー性能を備えた住宅の整備が不十分
 - 【リフォーム】 既存住宅のリフォーム志向の高まり
 - 【住宅確保への配慮】 低額所得者等の住宅確保要配慮者の増加

改定のポイント

■ 基本方針の見直し



■ 主な成果指標と取組の拡充

	主な成果指標	取組の拡充
基本方針1	耐震基準を満たした住宅の割合	木造住宅耐震補強補助制度の拡充
	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
基本方針2	新築住宅における長期優良住宅の割合	長期優良住宅の認定と普及
基本方針3	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	リフォーム情報の総合的提供等の支援
基本方針4	三重県あんしん賃貸住宅の登録件数	三重県居住支援連絡会の充実

第1章 三重県住生活基本計画の意義

■ 計画の目的

住宅政策の基本理念のもと、その実現に向けた手法と、県・市町・住宅関連事業者・県民の役割分担を明確にし、共有することにより、施策の効果的かつ持続的な展開を図ることを目的とします。

また、各主体が地域で主体的に活動するための指針ともなります。

■ 計画の期間

・住生活基本計画（全国計画）に即し、平成32年度までの10年間を計画期間とします。

■ 施策の役割分担

県の役割及び市町・住宅関連事業者・県民に期待する役割における基本的な視点は次のとおりです。

【県の役割】

- ・中長期的なビジョン・戦略の提示
- ・市町や住宅市場の補完
- ・連携の仕組みづくり

【市町に期待する役割】

- ・地域の特性に応じた施策展開

【住宅関連事業者に期待する役割】

- ・住宅の品質の確保に重要な責任を有していることを自覚した事業展開

【県民に期待する役割】

- ・住環境を含む住まいづくりへの積極的な参画

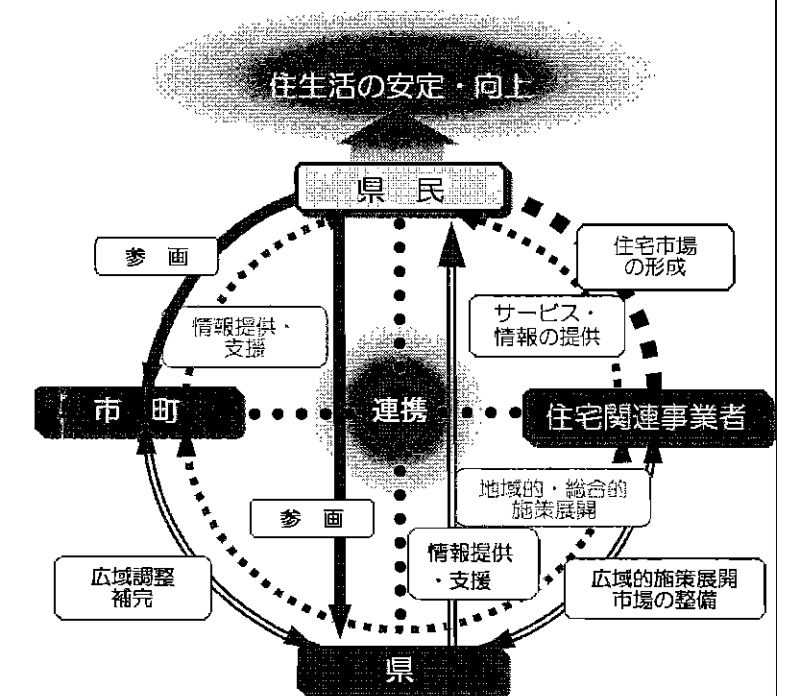


図 計画に関わる主体の位置づけ

第2章 住生活に関わる社会環境の現状・動向

■ 新たな計画策定に向けた課題

- ・東日本大震災を契機とした災害に強い住まいづくり
- ・高齢者が安心して住み続けられる住まいづくり
- ・環境・エネルギーに配慮した住まいづくり
- ・既存ストック活用と流通の仕組みづくり
- ・住宅確保要配慮者に対する住まいの確保（住宅セーフティネットの充実）

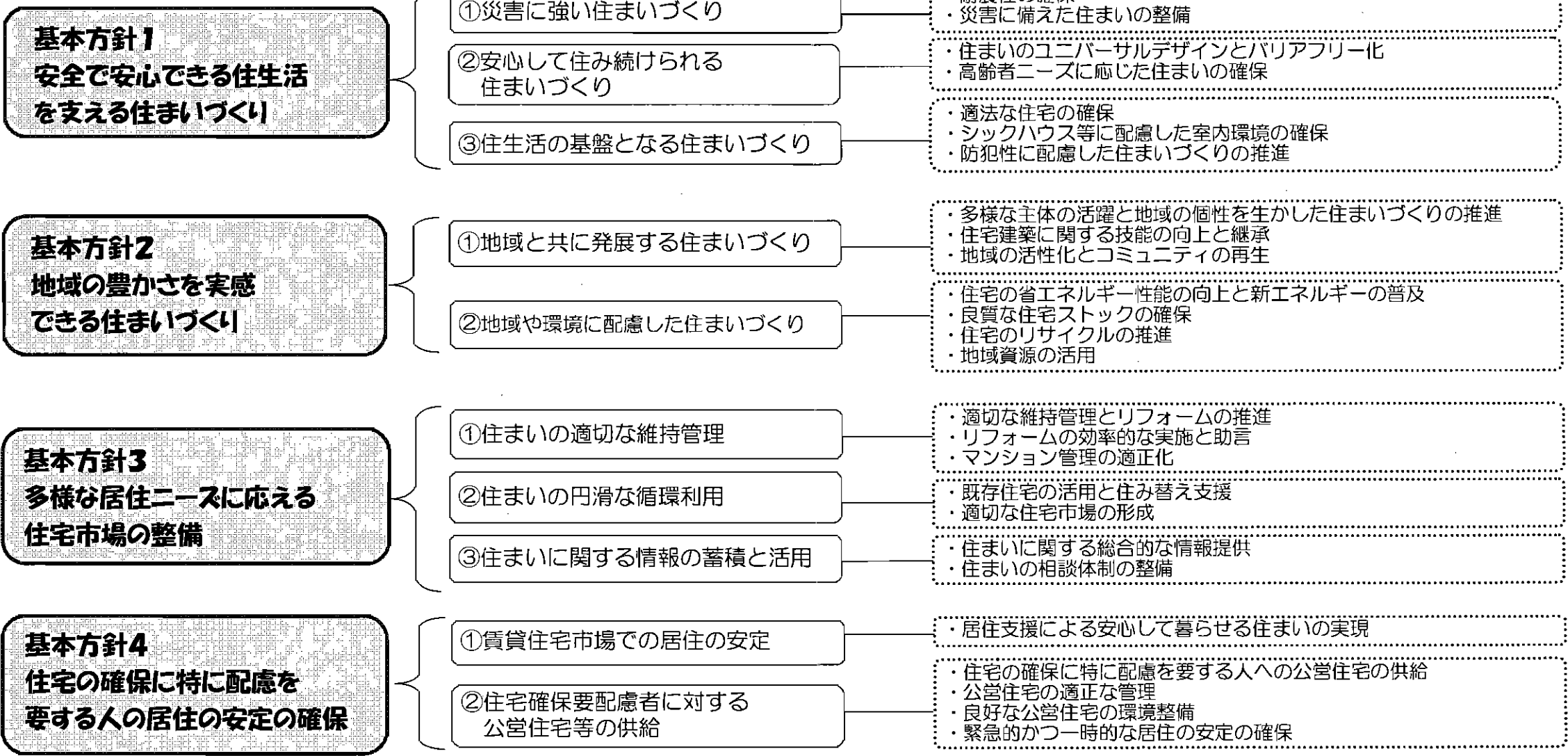
＜基本理念＞ “住みたくなる” “住み続けたいくなる”
 快適で安全な住環境を創出し、人々と地域の活力に資する住生活

＜基本方針＞

＜実現の方向＞

＜施策＞

＜役割分担等＞



県の役割・取組、各主体に期待する役割

第5章 公的賃貸住宅の供給方針

■ 公的関与の考え方

民間賃貸住宅市場だけでは供給困難な場合に行政が供給促進と直接供給により市場を補完

■ 公営住宅供給の方向

- ① 効果的な住宅セーフティネットの構築
- ② 地域財産としての整備
- ③ ストック活用と住環境の向上
- ④ 供給主体の一元化

■ 公営住宅の供給目標量(入居募集戸数)

(現在 国土交通大臣と協議中)
 公的支援が必要な世帯数から算出

10年間の入居募集戸数 8,200戸

〔既存住宅からの退去に伴う
 入居募集等による〕

第6章 住宅及び住宅地の重点的供給

大都市法の大都市地域に位置付けられる市町のうち、重点供給地域では、地域の特性に応じた以下の方針により、住宅・住宅地の供給を促進します。

- ・現在事業中の計画的な住宅地開発事業の推進による供給
- ・市街化区域内農地での土地区画整理事業等による供給

策定スケジュール

【県民：パブリックコメントの募集】 H23.11.29～H23.12.28	【議会：県土整備企業常任委員会】 (素案) H23.12.13 (最終案) H24.3 (予定)
【有識者：住生活基本計画等 策定懇話会】 (第1回) H23.9.29 (第2回) H23.11.15 (第3回) H24.2 (予定)	【市町：地域住宅協議会】 (第1回) H23.7.28 (第2回) H23.11.17 (第3回) H24.2 (予定)

審議会等の審議状況（平成23年9月14日～平成23年11月21日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第1回）
2 開催年月日	平成23年9月16日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 委員 大森 達也 他4名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について
5 調査審議結果	次の県事業について審議 1 公共事業再評価実施事業 ○海岸事業 ・長島港海岸 ・千代崎港海岸 【答申】 事業継続について了承する
6 備考	次回開催日：平成23年10月4日 答申時期：同日

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第2回）
2 開催年月日	平成23年10月4日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 委員 大森 達也 他5名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について
5 調査審議結果	次の県事業について審議 1 公共事業再評価実施事業 ○道路事業 ・一般国道477号 四日市湯の山道路 ・一般国道260号 南島バイパス ○街路事業 ・松阪公園大口線外1線 【答申】 事業継続について了承する
6 備考	次回開催日：平成23年11月8日 答申時期：同日

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会（第3回）
2 開催年月日	平成23年11月8日
3 委員	委員長 葛葉 泰久 委員 大森 達也 他6名
4 諮問事項	三重県公共事業事後評価の審議について
5 調査審議結果	次の県事業について審議 1 公共事業事後評価実施事業 ○海岸事業 ・小山浦地区海岸 ○街路事業 ・富田山城線 ・駅前高塚線外1線 ・東町野登線 【答申】 事後評価の妥当性を認める
6 備考	次回開催日：平成23年12月20日 答申時期：同日